

台風などの非常変災時における今後の措置について（お知らせ）

初夏の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、本校教育の推進に対しましてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、台風や暴風雨等により警報等が発表されるなどの非常変災時において、学校が臨時休業となることがあります。以下についてご確認をいただきますようお願いいたします。

なお、この措置は年度中適用されますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

1. 課業日の午前7時において、滋賀県や近江南部に「特別警報」「危険警報」あるいは「暴風警報」が発表中の場合は、臨時休業となります。（以後に警報が解除されても、当日は臨時休業です。）
→特に連絡のない場合、臨時休業の翌日の用意は「時間割どおり」で登校させてください。
2. 「大雨警報」や「洪水警報」など、「暴風」を含まない警報の場合は平常授業です。
3. 児童が学校にいる間に「特別警報」「危険警報」「暴風警報」が発表された場合、学校は通学路の安全等を勘案の上、速やかに下校の措置をとります。
4. 河川等が増水している場合が考えられますので、登校時には近づかないよう子どもたちにお声掛けください。
5. 「特別警報」「危険警報」「暴風警報」が発表された時刻によっては、児童の安全を優先し給食を食べずに下校することもありますので、ご家庭で昼食の用意をお願いします。（弁当持参ではありません。）
6. 台風接近に伴う学校の対応は随時「連絡アプリ tetoru」によりお知らせする予定です。（年度当初に配布する登録方法をご覧ください、「連絡アプリ tetoru」への登録をお願いします。）

台風などの非常変災に伴い、通常の時刻を繰り上げての下校措置が必要となった場合には、学校に提出いただいている『児童生活調査票』に記入されている下校方法によって対応いたします。ご家庭の都合等で、一時的に、下校方法の変更が必要となった場合には、連絡帳等で担任にお知らせください。

なお、地震災害発生時や河川氾濫・土砂災害発生時等、一斉下校に危険が伴うと考えられる場合には、大津市教育委員会や校長等の判断により、一部集団下校や保護者への児童引き渡しを実施することもあります。

市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準（改定版）

I 気象（暴風を含む警報、特別警報、危険警報）

- 1 当日の午前7時の時点で、当該地域に暴風を含む警報、「特別警報（警戒レベル5）」、「危険警報（警戒レベル4）」が発表されている場合は、その日は臨時休業とする。
 - 1の2 当日の午前7時以降で幼稚園・学校の登園・登校中または登園・登校後に、当該地域で確実に暴風を含む警報、「特別警報（警戒レベル5）」「危険警報（警戒レベル4）」の発表が見込めるときは、その日は学校長の判断で臨時休業とすることができる。
- 2 当日の午前7時を基準とする前後の時間帯に、当該園・当該校の所在する地域に前項に規定する警報は発表されていない状態で、以下のいずれかの状況が発生している場合は、地域の実情に合わせて各園長・学校長が判断し、必要に応じ臨時休業または始業時刻の繰り下げの措置を行う。
 - 警戒レベル3の大雨警報、氾濫警報、土砂災害警報、または大雪警報のいずれかが発表されている。
 - 避難情報が発表され、当該園・当該校に避難所が開設されている（複数の発表等を含む）。
 - 当該校の児童生徒の登校に影響する範囲の公共交通機関（JR西日本、京阪電車等）が運転を見合わせている。
 - その他、大雨や大雪等の影響により、幼児児童生徒の安全確保が難しい場合。

II 地震

- 1 前日の幼児児童生徒の降園・下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）の地震の発生により、大津市において震度5弱以上を観測した場合は、その日は臨時休業とする。ただし、当日の登園・登校や園・学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて各園長・学校長が判断し、平常どおりの保育・授業を行うことができるものとする。

III 武力攻撃事態等

- 1 前日の幼児児童生徒の降園・下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報の伝達が大津市から市民に対してあった場合は、その日は臨時休業とする。ただし、当日の登園・登校や園・学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて各園長・学校長が判断し、平常どおりの保育・授業を行うことができるものとする。

Ⅳ 登園・登校中における非常変災・危機等発生時

- 1 幼児児童生徒の登園・登校中に、上記Ⅰ-2、Ⅱ-1、Ⅲ-1のいずれかの事態が生じた場合は、予め各園・学校で策定する防災マニュアルまたは危機管理マニュアルの定めるところによるものとする。
- 2 幼児児童生徒の登園・登校後に、上記Ⅰ-1に定める警報が発表された場合またはⅠ-2、Ⅱ-1、Ⅲ-1のいずれかの事態が生じた場合は、予め各園・学校で策定する防災マニュアルまたは危機管理マニュアルの定めるところによるものとする。
- 3 幼児児童生徒の降園・下校中に、上記Ⅰ-1に定める警報が発表された場合またはⅠ-2、Ⅱ-1、Ⅲ-1のいずれかの事態が生じた場合は、予め各園・学校で策定する防災マニュアルまたは危機管理マニュアルの定めるところによるものとする。

Ⅴ 熱中症

- 1 滋賀県に「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が発表された場合、その翌日は臨時休業とする。また、翌日の中学校での部活動も停止とする。（土日祝日、夏季休業中）
 - 2 学校生活や部活動等の熱中症対策については、「大津市立小中学校における熱中症対策ガイドライン（部活動における熱中症対策含む）」によるものとする。
- ※ 「暑さ指数」については、環境省が発表する予測値や測定値を参考にしながら、暑さ指数計による実測値で判断するものとする。